

岡山県知事
伊原木 隆太 様

(公社) 岡山県看護協会
会長 宮田 明美

世界に類を見ないスピードで少子超高齢社会を迎えた我が国では、現在、2025 年を目途として医療、介護、少子化対策を中心とした社会保障制度の改革が国を挙げて急速に進められている。なかでも地域における医療・介護の総合的な確保を図るための推進策については、関係機関、関係職能団体等が協力し合っの取り組みが進んでいるところである。

そのような中であって医療職の半数以上を占める看護職に対して役割拡大と活動領域の拡大が期待されていることに鑑み、安心安全な社会の実現に向けた貢献をめざし、下記の事項について要望する。

要 望 事 項

I. 岡山県看護職員確保対策について

1. 全世代型地域包括ケアにおける看護提供体制の構築と推進

1) 第 8 次看護職員需給見通しの策定について

(1) 不足領域の確保

①訪問看護師増員対策（訪問看護総合支援センター設置）

②保健所・市町村（地域包括支援センター含む）、介護保険施設などの人材確保

③改正「労働安全衛生法」による産業医・産業保健機能の強化の為の産業保健師の確保推進

(2) 地域偏在への対応

地域医療支援病院の積極的参加と役割設定による看護職員出向・交流研修事業の進展

2) 看護師特定行為研修修了者養成促進事業の強化

(1) 特定行為研修受講促進補助金の創設

(2) 受講環境整備としての代替要員の調整

3) 看護職の労働環境整備の推進

(1) 看護職員の確保のための働き方改革、処遇改善等の労働環境整備
例：委託地域包括支援センター職員の正規採用化等

2. 看護の専門性の向上と実践能力の強化

1) 看護基礎教育 4 年制化について

教員資格・実習施設の量・質の確保等、養成所の許認可条件の徹底

2) 准看護師試験事務委託に関する考え方について

II. 看護の心・看護の魅力の普及啓発について

【要望理由】

I. 岡山県看護職員確保対策について

1. 全世代型地域包括ケアにおける看護提供体制の構築と推進

1) 第8次看護職員需給見通しの策定について

(1) 不足領域の確保

①訪問看護師増員対策

我が国の2025年の在宅医療ニーズは約100万人に達すると見込まれており、地域医療構想による病床機能の分化と連携が進むことによりその需要はより一層増大することが予想される。2025年の訪問看護従事者の必要数は約12万人と推計され、現状(2018年)の訪問看護従事者数約5万人からは少なくとも「倍増」ないしそれ以上の人材確保が喫緊の課題となっている。

岡山県においても第8次保健医療計画中の需給推計から、訪問看護師の大幅な増員が必要となっている。

加えて訪問看護師の高年齢化が課題となっているなか、医療介護の総合確保基金を活用した人材育成事業として岡山県から補助金を受け、平成27年度から新卒訪問看護師の育成事業に取り組んできた。訪問看護師として自律した活動ができることを支援する教育プログラムを作成し、実践した結果、臨床経験がなければ訪問看護には従事できない等の意識は解消に向かい、新卒でもしっかりとした人材育成プログラムと受け入れステーションがあれば従事は可能であるとの認識が広がった。今後、新卒者を含め多くの訪問看護師が活動するためには、受け入れ側の訪問看護ステーションの人材育成力、経営力を強化、人材確保をする必要がある(図1)。来年度は第2ステージとして経営力強化・人材育成力強化・訪問看護の活性化について一体的に支援する訪問看護総合支援センター(仮称)を設置し、取り組むことで第8次岡山県保健医療計画にある在宅医療等を必要とする1日当たりの患者数の増加に対応する訪問看護提供体制の強化を図っていくことを提案する。(2013年を1とした場合、2025年には1.32と推計される。～第8次岡山県保健医療計画P184抜粋～)

「取り組み内容」

- 1 訪問看護ステーションの多様化、大規模化に向けた連携事業(モデル地区設定)実施
- 2 訪問看護プラチナナースの登録制度推進
- 3 新卒・新人を採用した訪問看護ステーションの人材育成支援

目的	機能	既の実施している事業		できていないこと
		岡山県看護協会	岡山県訪問看護ステーション連絡協議会	
I 経営支援	1. 事業所運営 基盤整備支援	<ul style="list-style-type: none"> 行政、看護代表者からの相談対応 住民・学生・生徒等に対する出前講座の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問看護ステーション情報、マップ・ガイドの作成と更新 相談事業(県民、医療機関等) ネットワーク強化事業(医療機関、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等) 社会労務士による労務管理に関する講座・相談会 住民・団体・企業等に対する出前講座 訪問看護県民フォーラム開催予定 多職種との交流会の実施 催事出展による訪問看護のPR、広報等 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模の訪問看護ステーションの大規模化に向けた事業連携に関する事業
	2. 訪問看護事業所の開設支援	<ul style="list-style-type: none"> 行政、看護代表者からの相談対応 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問看護ステーションからの相談対応 看護管理者基礎研修・フォローアップ研修の開催 	
II 人材確保	3. 潜在看護師・プラチナナース等の就業及び転職促進	<ul style="list-style-type: none"> 訪問看護師養成講習会の開催 定例看護技術講習会の開催 ナースセンターによる就業先紹介、マッチング ナースセンターによる就職・進学ガイダンスの開催 8支部における就職フェアの開催 	<ul style="list-style-type: none"> 看護学生の訪問看護ステーション体験研修 看護師の訪問看護ステーション体験研修 看護協会の就職フェアへの参加 住民、学生等に対するセミナー・相談会 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問看護プラチナナースの登録制度導入に向けた事業 訪問看護体験研修参加者の訪問看護への参入に関する追跡調査
	4. 人材出向支援	<ul style="list-style-type: none"> 看護職員の出向・交流研修事業(医療機関と訪問看護ステーション間の相互交流) 中堅看護職員の施設間研修 在宅ケアアドバイザー派遣事業 		
	5. 新卒看護師採用に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 新卒訪問看護師育成プログラムの作成、改訂 看護教育施設代表者会議で新卒訪問看護師育成事業の案内及び成果を報告 学生・教員に新卒訪問看護師育成事業について説明会・相談会 看護学生の訪問看護ステーションへの就職支援、マッチング 新人看護職員実地指導者、教育担当者、研修責任者研修の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問看護理解促進事業(学生に訪問看護、訪問看護師の魅力を伝える) 看護学生の訪問看護ステーション体験事業 	
III 訪問看護の質の向上	6. 訪問看護に関する情報分析	<ul style="list-style-type: none"> 在宅ケアアドバイザー派遣事業に関するニーズ調査 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問看護実態調査(ステーション基本情報及び利用者受け入れ状況、困っている事等) 	
	7. 教育・研修実施体制の組織化	<ul style="list-style-type: none"> 在宅看護に関する基礎知識、技術に関する研修 教育指導に関する研修 人材育成に関する研修 保健師助産師看護師実習指導者講習会の開催 認定看護管理者教育課程ファーストレベル、サードレベル研修の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問看護師の研修(クリニカルラーダーⅠ・Ⅱ・Ⅲ) 在宅看護知識・技術研修 訪問看護管理者研修 訪問看護管理者基礎研修、フォローアップ研修 小児訪問看護拡充事業(研修会・相談会・交流会) 精神科訪問看護研修、フォローアップ研修 管理者会議、管理者カフェの開催 多職種との研修会、交流会の開催予定 	<ul style="list-style-type: none"> 新卒訪問看護師育成事業修了者の看護の質評価 訪問看護ステーションの人材育成力の強化への取り組み

②保健所・市町村(地域包括支援センター含む)介護保険施設等の人材確保

第8次岡山県看護職員需給推計中、推計ツールがないE. 保健所・市町村・学校養成所等の領域において、特に地域包括支援センターでは保健師の配置ができない場合、看護師の配置で可となっているが、要件が大幅に緩和されるなど本来の設置目的が果たせなくなっている点もあり、常に不足感や確保困難な状況にあるため、実態把握に努めていただき現実との乖離が生じないようにしていただきたい。

また、資質の高い看護職員の養成のために欠かせない実習について看護教員継続研修事業、実習指導者講習会の開催を受託して実施しているが、指導者の質確保をしても実際の現場では専従で学生指導に当たる配置ができない状況にあり、学生の受け入れ指導体制を整備していくことが必要と考える。

第8次岡山県看護職員需給推計結果(試算)によると前回(第7次)に比べ需要数は合計で△540人、需要数から供給数を引いた推計では△1,224人となっている。詳細には一般病床及び療養病床をはじめ介護保険施設等で減少し訪問看護事業所、看護師養成所等で増加の推計結果となっているが、今後ますます実習指導体制については整備していくことが困難になると予想される。そのためガイドラインを作成するなど実習体制の強化をしていただき今後の看護職員需給の動向に十分注意を払いながら取り組んでいただきたい。

③改正「労働安全衛生法」による産業医・産業保健機能の強化の為の産業保健師の確保推進

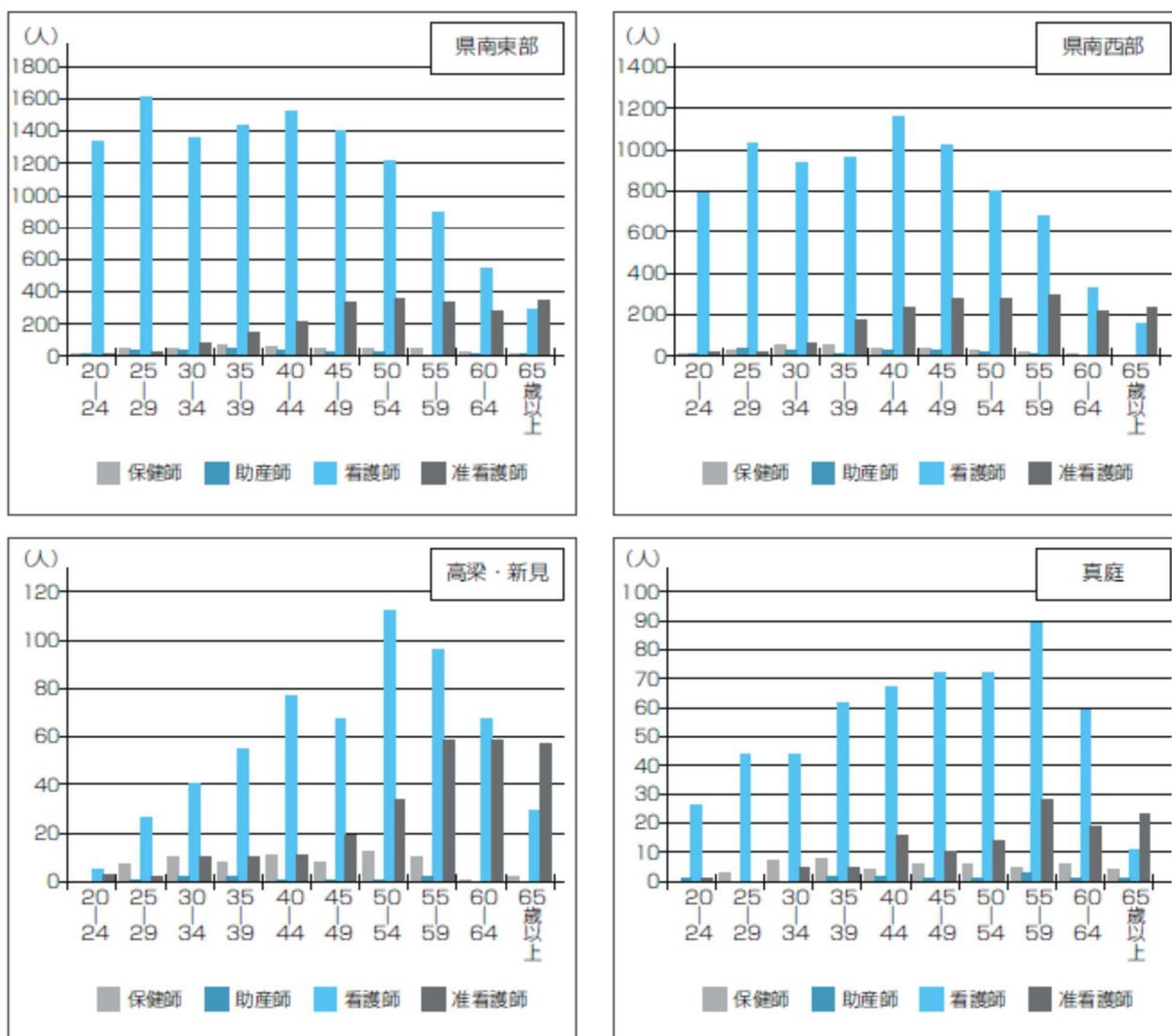
社会や経済の変化に伴い労働者の雇用形態や労働環境も変化するなか、労働者の働き方の多様化に伴う新たな健康課題に対し、産業保健としても柔軟で多岐にわたる対応が求められつつあるため産業保健師の実態把握と確保推進にご協力いただきたい。

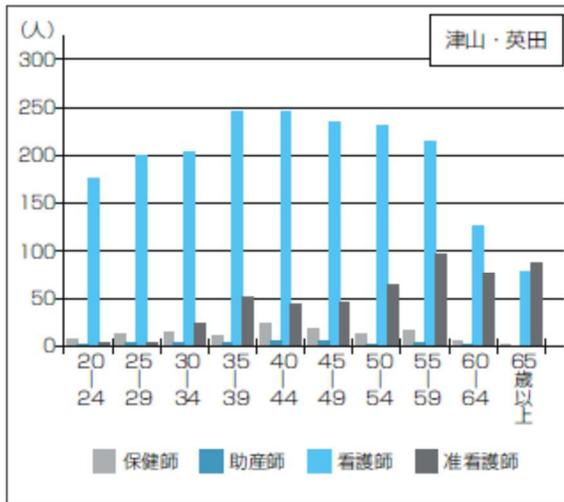
(2) 地域偏在への対応

地域包括ケアの推進を目的として平成29年度から岡山県より事業委託を受け、出向交流研修に取り組んでいるが、年々参加者も増え、療養者の生活とQOLを基本に看護の役割拡大と質の向上に効果が上がっている（別添報告書）。

この事業を深化させ看護師や認定看護師等の地域偏在（資料）への対応をするため地域医療支援病院の積極的参加と役割設定（例えば県南から県北へ緩和ケアや皮膚排泄ケアの認定看護師を派遣するなど）を県から指導していただきたい。

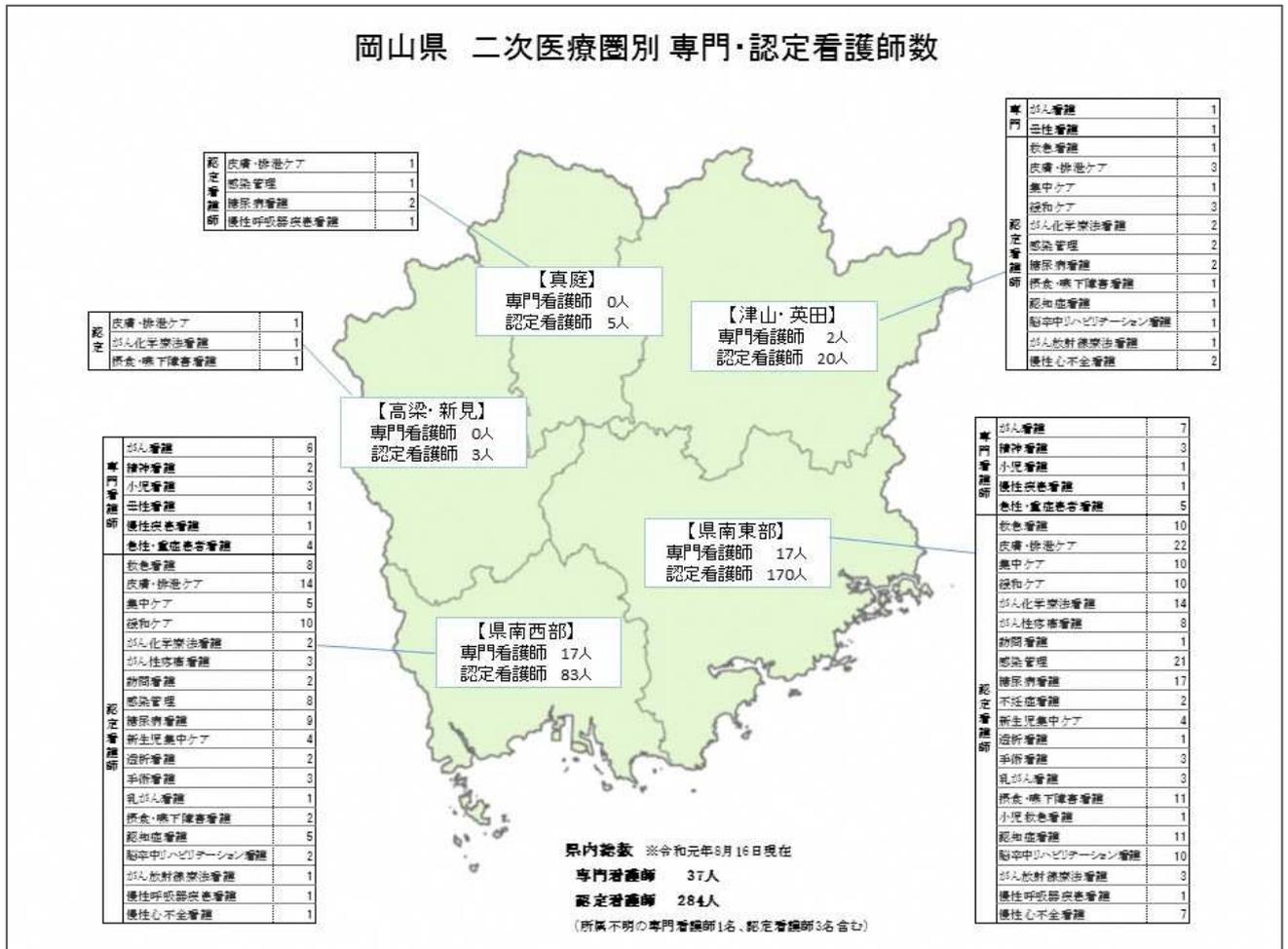
図表10-4-1-2 保健医療圏別看護職員の状況（年齢別）





(資料：保健師助産師看護師法第33条の規定による就業地別届出人数 H28(2016)年12月末現在)

※第8次岡山県保健医療計画より



※岡山県看護協作成 (令和元年8月16日現在 日本看護協会 専門・認定看護師一覧より)

2) 看護師特定行為研修修了者養成促進事業の強化

2015年に施行された特定行為に係る看護師の研修制度は、地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療等の推進、医療の質向上や医師の働き方改革等の観点から国が推進している制度である。厚生労働省は2025年度までに研修修了者10万人を養成目標に掲げているが、2018年9月末の修了者は1,205名である。第8次保健医療計画に

において岡山県では研修修了者を 2023 年度末までに 750 人とする数値目標を掲げているが、修了者は 14 名にとどまっている。研修受講の妨げの要因のひとつに受講料の負担（1 区分当たり 30－70 万円程度）が挙げられる。平成 30 年 6 月に実施された都道府県の研修体制整備の実態調査によると、特定行為研修の体制整備に係る計画や目標は 61.7%で設定と公開済み、未公開も含めると 74.5%が設定していたとある。（週刊保健衛生ニュース令和元年 6 月 10 日第 2012 号）

受講者の所属施設に対する支援として、受講料等の費用を支援している都道府県が 27 県、代替職員雇用の費用を支援している都道府県が 7 県あった。

岡山県においても、県内に指定研修施設が新規指定され、受講定員も増加する見込みであるため、（1）特定行為研修受講促進補助金の創設、（2）受講環境整備としての代替要員の調整をぜひお願いしたい。

3) 看護職の労働環境整備の推進

医療勤務環境支援センター等で医療施設の職場環境の改善に努力がされているが、まだまだ働き方改革は緒に就いたばかりであり、処遇改善等の労働環境整備について医療勤務環境支援センターの充実強化を図っていただきたい。医療現場と少し異なるが、地域包括支援センターは地域包括ケアの要と期待されながらほとんどが自治体の委託となっているため非正規職員が多く給与面をはじめとする処遇の改善が必要と考える。各自治体に対し調査を実施するなど改善を指導していただきたい。

2. 看護の専門性の向上と実践能力の強化

1) 看護基礎教育 4 年制化について

医療を取り巻く環境が変化し、看護職員に求められる役割が増大している中、看護基礎教育 4 年制化についての要望を昨年度行った。4 年制化に向けて広く関係者の理解を求める必要があることから本年 12 月 21 日（土）に（公社）日本看護協会主催で本県において「教育を考える会」が開催される。近県からの参加者も交え、看護基礎教育 4 年制の推進に向け大きく前進することが期待される。

教員資格・実習施設の量・質の確保等、養成所の許認可条件の徹底など実務的な課題に向けた県のご理解とご協力をお願いしたい。

2) 准看護師試験事務委託に関する考え方について

准看護師試験の受託を目的に設立された団体に対し、岡山県の委託意向をお聞きしたい。

現在まで中・四国ブロックで厳正に試験問題を作成され、准看護師試験を実施してこられた経緯があり、今後も継続した取り組みを希望するが、万が一委託を考える状況に至った際は①看護師国家試験と同一日の実施、②試験内容の質の担保、が確実に実行されることを要望する。

II. 看護の心・看護の魅力の普及啓発について

2020 年は我が国の看護の日制定 30 周年に当たり、加えて近代看護の創始者であるナイチンゲール生誕 200 周年を迎える記念すべき年にあたる。岡山県における看護の未来、看護の心や可能性を全県民に届け、県民が融和し心豊かに生活できることを目的としたキャンペーンや看護の日イベントを県と本会で共同企画し、周年事業とすることを提案したい。具体

的な提案としては従来の周知方法に加え、J R構内の電光掲示板による啓発の実施。看護の日イベントとして岡山県知事を中心に様々な立場の看護職が語る『看護の魅力と未来への展望（仮題）』と題した座談会の実施を考えている。県からの提案も加えて充実した取り組みをしていきたい。